

(第10回) 感染症研究拠点の形成に関する検討委員会
議事概要

日時	2026年 3月 26日 (木) 14:00 ~ 15:00
出席者	別添の通り
場所	中央合同庁舎 8号館 4階416会議室

《冒頭挨拶》

【内閣感染症危機管理統括庁 眞鍋審議官】

昨年1月、長崎大学のBSL-4施設が、感染症法上の特定一種病原体等所持施設として指定された。長崎大学におかれては、本格稼働に向けた取組を進められてきたところと承知している。

また、昨年4月には、国立感染症研究所と国立国際医療研究センターが統合し、国立健康危機管理研究機構（JIHS）が設立されたところ。本日はJIHSからもご発表いただく予定であり、今後の連携を強化する良い機会としていただきたい。

感染症研究拠点としてBSL-4施設を整備し活用していくためには、国、自治体、大学、JIHSなどの関係機関が連携・協力して、施設の安全管理や、地域の理解促進、研究人材の確保、病原体の確保等の諸問題について引き続き検討していくことが必要となるため、本日は、それぞれの立場から忌憚なきご意見をいただきたい。

《資料説明》

- ・ 文部科学省から、資料1に基づき、長崎大学における高度安全実験施設（BSL-4施設）整備及び運営に関する進捗状況等を説明。
- ・ 長崎大学から、資料2に基づき、高度感染症研究センター実験棟の対応状況を説明。
- ・ JIHSから、資料3に基づき、JIHS BSL-4施設の現況と取組について説明。

《意見交換》

【統括庁】

昨年1月に特定一種病原体等所持施設として指定を受けたが、指定の前後で地域連絡協議会における変化があればご教示いただきたい。

【長崎大学】

地域連絡協議会においては、本格稼働に向けてどのような工程で進んでいくかを丁寧に説明してきたところ。施設としての指定を受けることについても以前から説明しており、大きな変化は生じていないと認識している。

【JIHS】

行政との連携も非常に重要なものと認識している。首長の交代があった際も長崎県市からの支援について変わりなく得られているか。

【長崎大学】

先般、長崎県知事の交代があったが、それにより関与が変わるということはない認識である。

(別添)

(第10回) 感染症研究拠点の形成に関する検討委員会
出席者

氏名	役職
眞鍋 馨	内閣官房内閣審議官 (内閣感染症危機管理統括庁)〈主査〉
仙波 秀志	内閣官房内閣審議官 (健康・医療戦略室次長)
坂下 鈴鹿 (代理: 文部科学省研究振興局研究振興戦略官 佐藤 人海)	文部科学省大臣官房審議官 (研究振興局及び高等教育政策連携担当)
鷺見 学	厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
宮崎 義継 (オンライン出席)	国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所副所長
森内 浩幸 (オンライン出席)	長崎大学高度感染症研究センター センター長
安田 二郎 (オンライン出席)	長崎大学高度感染症研究センター 副センター長 (研究・BSL-4施設担当)
浦 真樹 (代理: 長崎県福祉保健部長 新田 淳一) (オンライン出席)	長崎県副知事
柴原 慎一 (代理: 長崎市市民健康部長 島村 昭太) (オンライン出席)	長崎市副市長